

協議 1

『第 3 次調査対象地』の決定について

前回（第 6 回）で決定した，除外要件適用後の『第 2 次調査対象地』134 箇所を，「エリア評価」と「調査対象地評価」の結果に基づき，「総合評価」を行い，『第 3 次調査対象地』を決定する。

1. 調査対象エリアの評価結果について〔第 6 回決定〕

調査対象エリアによる広域的な評価を行った結果を【資料 1 - 2】調査対象エリア評価結果（再掲）に示す。

2. 調査対象地の評価結果について〔第 6 回決定〕

調査対象地による狭域的な評価を行った結果を【資料 1 - 3】調査対象地評価結果（再掲）に示す。

3. 総合評価について

(1) 総合評価方法について〔第 6 回決定〕

調査対象地の評価点数に，エリア評価の点数を係数化（エリア評価は 18 点満点であることから，評価点を満点の 18 で除した値を係数とする）し，乗じたものを総合評価の点数とする。

— 計算例 —

例 1) 調査対象地評価点数 17 点，エリア評価点数 18 点の場合	
$17 \text{ 点} \times (18 \text{ 点} \div 18) = 17 \text{ 点} \times 1.000 = 17.000 \text{ 点}$	総合評価 17.000 点
例 2) 調査対象地評価点数 19 点，エリア評価点数 15 点の場合	
$19 \text{ 点} \times (15 \text{ 点} \div 18) = 19 \text{ 点} \times 0.833 = 15.827 \text{ 点}$	総合評価 15.827 点

(2) 総合評価結果について

上記 (1) の方法に基づき，評価した結果を【資料 1 - 4】総合評価結果に示す。

4. 『第 3 次調査対象地』の決定について

上記 3 (2) の結果に基づき，総合評価順位の上位 50 位（調査対象地 60 箇所）を『第 3 次調査対象地』として決定し，【資料 1 - 5】第 3 次調査対象地図に示す。